

1 事業名

工期遅延による損害に係る和解

2 事業の概要

令和5年度に所沢市と株式会社北産電設が締結した所沢市立三ヶ島小学校太陽光発電設備設置工事契約において、工期延長により太陽光発電の実施時期が遅れ、電力の売買に係る損害が発生したことから、当該損害額について賠償を求めるものである。

このことについて、当該工事施工中における相手方の事務手続の不備に起因する工期延長期間中に発生した損害を賠償金として、和解するものである。

3 他自治体の類似する政策等

他自治体においても、必要に応じて和解をしている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・工期遅延による損害に係る和解について

工期遅延による損害に係る和解について

1 対象となる工事及び契約の相手方

工事名	所沢市立三ヶ島小学校太陽光発電設備設置工事
契約相手方	株式会社北産電設

2 金額

算定月	算定額	算定月	算定額
令和6年8月	1,958円	令和7年4月	209,593円
令和6年9月	183,742円	令和7年5月	209,831円
令和6年10月	104,494円	令和7年6月	212,409円
令和6年11月	114,461円	令和7年7月	262,145円
令和6年12月	126,324円	令和7年8月	192,482円
令和7年1月	133,295円	令和7年9月	32,120円
令和7年2月	167,642円	—	—
令和7年3月	169,959円	—	—
合計		2,120,455円	

※同時期に発注、完成した明峰小学校の太陽光発電の実績を基に算出

※令和6年8月は31日の1日分のみ

※令和7年9月は1日から4日までの期間分